

第 7 回

水上村農業委員会総会

議 事 錄

令和 7 年 (2025 年) 7 月 10 日  
水上村農業委員会

## 第7回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和7(2025年)7月10日第7回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。(10名)

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	6	那須利八
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久

1. 欠席委員は次のとおりである。(2名)

席番号	氏名
8	愛甲純一
12	川原隆治

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第24号 農地利用集積等促進計画の決定について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見について

議案第26号 田畠売買価格等の調査について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年7月10日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和7年第7回農業委員会総会を開会いたします。

愛甲推進委員、川原推進委員より欠席届が提出されておりますので、お伝えします。

議事録署名委員を指名します。

1番藤田委員、2番松田委員にお願いします。

さっそく議事に入ります。

議案第24号農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。今回は番号1から番号6までございますが、4番から6番については●●委員が当事者となられておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

ではまず、全員で審議となります、1番から3番までを先に

上程いたします。事務局よりお願ひします。

事務局

番号 1 について説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字下七代にある農地 1 筆と小園にある農地 1 筆の計 2 筆です。地目はすべて、台帳及び現況ともに田で、面積は合計 2,378 m<sup>2</sup>になります。

場所については、3 ページの赤枠部分をご覧ください。

里坊公民館の北東に位置します。

2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10a あたり 12,000 円です。

次に、番号 2 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字下七代にある農地 1 筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は 1,846 m<sup>2</sup>です。

場所については、3 ページの紫枠部分をご覧ください。

里坊公民館の北東に位置します。

2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10a あたり 12,000 円です。

番号の 3 です。

4 ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字下宮原にある1筆です。

こちらは、昨年度の6月総会にて農地相談として挙がっていた案件です。相続登記が終了し、これを機に、新たな所有者との賃貸借契約の申請がありました。

地目はすべて、台帳及び現況とも田で、面積は合計 1,300 m<sup>2</sup> です。

場所については、5ページの赤枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置します。

4ページにお戻りください。

申請理由は、使用貸借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は使用貸借なので0円です。

以上のとおりであります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である、

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。
- ② 賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。
  - イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③ 賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
  - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分

担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

- 口. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ④ 所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意が得られていること。（共有の場合は二分の一を超える同意）
- ⑤ 賃借権を設定する農地ごとに、賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の同意が受けられていること。
- ⑥ 農地中間管理機構に対する農地中間管理権設定等又は農作業の委託を受ける所在、地番、地目及び面積において、当該土地ごとに下記の要件を備えること。
- イ. 農用地であって、権利の設定又は移転の内容が農地法第5条の規定により許可することができない場合に該当する農地でないこと。
- 口. 農用地区域内の土地であって、農業振興地域の整備に関する法律の規定にある開発行為に該当し、同法により許可をすることができない場合に該当しないこと。

以上の各要件を満たしていると思われます。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

内田委員 2番に関しては、ハウスではなかったでしょうか？

事務局 キュウリを作つてはいますが、回しで水稻も作れます。

議長 他に意見はありませんか？

(意見なし)

異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第24号1番から3番については、計画のとおり意見決定します

次に番号4から6についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に則り、●●委員には当該議案の審議開始から審議終了まで、退席をお願いします。関係議案の終了後に入室、着席していただきます。

(退室)

それでは事務局よりお願いします。

事務局 説明します。

4ページをご覧ください。番号の4です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字下北目にある農地2筆で、地目は台帳及び現況とも田です。

面積は合計で1,617m<sup>2</sup>となっております。

場所については、6ページの赤枠部分をご覧ください。北目公民館の南東に位置します。

4ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で 30,000 円です。

次に番号の 5 です。7 ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字高城にある農地 2 筆で、地目は台帳及び現況とも田です。

面積は合計で 1,555 m<sup>2</sup> となっております。

場所については、8 ページの赤枠部分をご覧ください。湯山保育所の南西に位置します。

7 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の新規設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg 3 袋です。

次に番号の 6 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字高城にある農地 2 筆で、地目は台帳及び現況とも田です。

面積は合計で 1,834 m<sup>2</sup> となっております。

場所については、8 ページの紫枠部分をご覧ください。湯山保育所の南西に位置します。

7 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の再設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で 40,000 円です。

以上のとおりですが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である、

①農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事

業規定に適合するものであること。

②賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。

イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

ロ. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

④所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意が得られていること。（共有の場合は二分の一を超える同意）

⑤賃借権を設定する農地ごとに、賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の同意が受けられていること。

⑥農地中間管理機構に対する農地中間管理権設定等又は農作業の委託を受ける所在、地番、地目及び面積において、当該土地ごとに下記の要件を備えること。

イ. 農用地であって、権利の設定又は移転の内容が農地法第5条の規定により許可することができない場合に該当する農地でないこと。

ロ. 農用地区域内の土地であって、農業振興地域の整備に関する法律の規定にある開発行為に該当し、同法により許可を

することができない場合に該当しないこと。

以上の各要件を満たしていると思われます。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第24番号4から6については、計画のとおり意見決定します

●●委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

●●委員に申し上げます。議案第24号番号4から6については、適切であると決定したことを報告します

次に、議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。今回は新規が1件で出ております。

●●●●さんです。

営農類型は、水稻、ナス、ズッキーニ、作業受託です。

現在は、水稻が作付面積205a、生産量が10,080kgですが、目標は、作付面積を260aに増やし、生産量も12,480kgに増

やす予定です。ナスについては、作付面積が13a、生産量が8,000 kgで、目標は、作付面積を16aに増やし、生産量も12,800 kgに増やす予定です。

ズッキーニについては、作付面積が7a、生産量が1,200 kgですが、経営面積を8aに増やし、生産量も1,360 kgに増やします。

作業受託については、現状が1,100aですが、現状維持です。農業所得ですが、現在は4,000,000円ですが、目標は5,100,000円としています。

作業受託は、現状1,400,000円のところ、現状維持とします。労働時間としましては、現在2000時間ですが、目標は作付面積を増やす関係で、2,200時間とします。

生産方法・経営管理の合理化の目標ですが、現在は野菜の水管理は水稻と同様に水路から水を引いていますが、灌水チューブ等を入れ、適時水管理ができるようにしていくとのことです。農業従事の態様等の改善目標は、ハウスを導入し生産時期をずらすことで作業効率を上げ、また、耕作条件のよい農地を農業委員会から斡旋してもらい、経営面積を拡大していくとのことです。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

(意見、意義なし)

全員賛成でございますので、議案第25号については、計画のとおり意見決定します。

では、議案第26号田畠売買価格等に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

10ページをご覧ください。

令和7年度田畠売買価格等に関する調査の実施についてということで、全国農業会議から県の農業会議を通じて調査がきております。

報告価格については、総会での検討を経るようとのことですので、ご審議の程よろしくお願ひします。それでは内容について説明いたします。

ローマ数字1というところの赤枠で示している部分になりますが、10aあたりの田の価格、こちらは農用地区域内が40万円、農用地区域外10万としております。

これは実際に売買された価格ではなく、予想価格ということで設定するようにということですがいかがでしょうか。

また畠についても農用地区域内の畠と農用地区域外では20万と10万としております。

次に11ページをご覧ください。ローマ数字2というところの赤枠で示している部分ですが、転用での農地売買1坪あたりの田畠の価格ですが、こちらは住宅用、商業・工業用ともに10,000円としております。

最後に、その下のローマ字3と書かれた樹園地10aあたりの価格ですが、10万円としております。

議長

ただ今、事務局から説明がありました、この件について何かご意見等はございませんでしょうか。

(意見無し)

それでは、田畠売買価格等について、議案書のとおり提出することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第26号は提出をお願いします。

( 13時54分 )

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤田円香

署名委員 松田一洋

議長 次に、報告第10号、令和6年度 農業委員会の最適化活動の実施状況について報告いたします。  
事務局より報告をお願いします。

事務局 説明します。  
令和6年度分の、農業委員会における最適化活動の実績について報告します。  
12ページをご覧ください。こちらは農業委員会の現状や農地の面積等の実数です。13ページに移ります。  
最適化活動の実施状況についてです。  
まず、(1)の農地の集積面積についてですが、令和6年度の担い手への集積目標面積は、②にあるとおり158haでしたが、実績は③にあるとおり、105haでした。  
(2)の遊休農地の解消に関しては、解消目標1haのところ、実績はなしでした。  
14ページの(3)の新規参入の促進についてですが、1名新規参入の経営体がありましたが、経営体への農地の集積公表までには及びませんでした。  
次に15ページの2の最適化活動の活動目標についてです。  
皆様に毎月提出をお願いしている活動日誌の一人当たりの月間目標日数は10日ですが、実績は5.6日となり、(2)の活動強化月間の設定については、農地パトロールを実施し、目標どおりでした。  
16ページに移りまして、(3)新規参入相談会の実施につ

いてですが、参加実績はありませんでした。  
以上から、全体の実績として、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となりました。  
以上の実績を、HP 上で公表します。  
説明は以上です。

以上の説明に関して、皆様の質問等はありませんか。

議長

（質問なし）

質問がないようですので、この結果を踏まえて、令和7年度は目標を達成できるように頑張っていきたいと思います。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第7回農業委員会総会を閉会します。

（ 13 時 57 分 ）